

専決処分について

● 専決処分を行う案件

条例改正案件	1 件	(1)
補正予算案件	1 件	(2)
計	2 件	

《条例改正案件》

1 美唄市税条例の一部改正の件(市民部)

令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 2 号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 34 号)が令和 6 年 2 月 21 日に公布され、同日から施行されたこと、また、令和 6 年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 136 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 137 号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 138 号)並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年総務省令第 37 号)が令和 6 年 3 月 30 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることから、美唄市税条例について必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

第 1 条関係

① 市民税

- ・医療費控除の特例について規定の整備を行った(附則第 12 条の 5 関係)。
- ・能登半島地震の被害者の負担の軽減を図るため、個人市民税の特別措置を講ずる規定の整備を行った(附則第 12 条の 6 関係)。

第 2 条関係

① 賦課徴収

- ・引用法令に法律番号を加える規定の整備を行った(第 20 条の 3 関係)。

② 市民税

- ・引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(第 30 条)。
- ・公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しによる規定の整備を行った(第 37 条関係)。
- ・規定する様式を明確化するため規定の整備を行った(第 39 条、第 50 条、第

54 条の 7、第 54 条の 9 関係)。

- ・ 市民税の減免について職権による減免を可能とする規定の整備を行った(第 53 条関係)。
- ・ 公益法人等に係る市民税の課税の特例について規定の整備を行った(附則第 10 条の 2 関係)。
- ・ 令和 6 年度分の個人住民税の特別徴収税額控除に係る規定の整備を行った(附則第 12 条の 6、附則第 12 条の 7、附則第 12 条の 8 関係)。
- ・ 令和 7 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の整備を行った(附則第 12 条の 9 関係)。
- ・ 特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について規定の整備を行った(附則第 13 条関係)。
- ・ 特別税額控除の対象となる「所得割の額」について規定の整備を行った(附則第 15 条、附則第 16 条、附則第 17 条、附則第 18 条、附則第 19 条、附則第 19 条の 7、附則第 19 条の 8 の 2、附則第 19 条の 8 の 3 関係)。
- ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について規定の整備を行った(附則第 20 条の 2 関係)。

③ 固定資産税

- ・ 引用法令の規定の整備を行った(第 57 条の 2 関係)。
- ・ 固定資産税の減免について規定の整備を行った(第 70 条関係)。
- ・ 規定する様式を明確化するため規定の整備を行った(第 74 条関係)。
- ・ 認定長期優良住宅に係る特例について規定の整備を行った(附則第 20 条の 3 関係)。
- ・ 特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 21 条、附則第 21 条の 2、附則第 22 条、附則第 22 条の 2 の 2、附則第 22 条の 4 関係)。

④ 軽自動車税

- ・ 必要な規定の整備を行った(第 82 条の 2 関係)。
- ・ 引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(第 93 条の 2 関係)。

⑤ 特別土地保有税

- ・ 引用法令の法律番号を追加し、その他必要な規定の整備を行った(第 126 条の 2 関係)。
- ・ 特別土地保有税の減免について規定の整備を行った(第 134 条の 2 の 2 関係)。
- ・ 特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 23 条関係)。

⑥ 国民健康保険税

- ・ 引用法令の法律番号について加除等規定の整備を行った(第 142 条の 2、第

142 条の 6、第 146 条関係)。

- ・国民健康保険税の課税限度額及び減額について規定の整備を行った(第 136 条関係、第 145 条関係)。

⑦ 都市計画税

- ・特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 28 条の 2、附則第 28 条の 3、附則第 28 条の 4、附則第 28 条の 5、附則第 29 条、附則第 29 条の 2、附則第 29 条の 3、附則第 29 条の 4、附則第 29 条の 5、附則第 31 条関係)。
- ・引用法令の改正に伴う規定の整備を行った(附則第 32 条関係)。
 - ・引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(附則第 29 条の 6 関係)。
 - ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する法の規定の適用除外について規定の整備を行った(附則第 36 条関係)。

〈施行期日〉

原則として令和6年4月1日から施行する。

〈専決処分を行う日〉

令和 6 年 3 月 30 日

《補正予算案件》

2 令和 5 年度美唄市一般会計補正予算(第 13 号)(総務部)

補正内容 別紙

〈専決処分を行う日〉

令和 6 年 3 月 31 日

令和5年度 一般会計補正予算案(第13号)

補 正 前 の 額				22,770,655					
(千円)									
歳 出 補 正					歳 入 補 正				
款 項 目		事 業 名		見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)	
6	農林費	畑作生産振興事業		239		239	道 支 出 金	17 道支出金	
								2 道補助金	
								4 農林費道補助金	
								(施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金)	
1	農業費	補正内容 増額 燃料費高騰の長期化を踏まえ、燃料費負担が大きい施設園芸農家のエネルギー転換に向けた取組を支援することに加え、資材価格が高騰する中、今夏の高温障害による収量減のリスクへの対応など施設園芸の生産基盤の確立を図るため、北海道の補助金を活用し、緊急的に支援するもの。		負担金補助及び交付金	239				
4	農業振興費								
補 正 額				239		239			
						239	道 支 出 金	施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金	
						239千円			
						0	一 般 財 源		
補 正 後 の 額				22,770,894					

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
畑 作 生 産 振 興 事 業	239

< 追加理由 >

本補正予算の歳入歳出予算に計上している「畑作生産振興事業」について、令和5年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。